平成２５年（フ）第５３号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目16番２―501号
フラワーキャッスル伊佐
債務者　戸倉明佑子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第６３号
沖縄県うるま市字川崎355番地３　メゾン鷹203
債務者　髙宮城直子（旧姓上運天）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第７３１号
横浜市西区西平沼町１番26号　第１三光ビル202号
債務者　定岡　　円
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１号
川崎市川崎区新川通５番11―503号　金子ビル、前住所川崎市川崎区本町２丁目８番地16シャトー山城401
債務者　本田英美子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２５７号
東京都板橋区前野町４丁目63―７―105
債務者　森下　泰行
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３２５号
東京都足立区辰沼１丁目５―８―401
債務者　板林　正和
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８４２号
東京都北区豊島７丁目３―３―102
債務者　長澤美佐子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８５３号
東京都杉並区井草５丁目14―12―704
債務者　後藤　兼次
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０９号
埼玉県深谷市櫛引110番地９
破産者　株式会社下山組
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１９号
千葉県印旛郡栄町興津1194番地
破産者　湯淺　光修
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４８号
千葉県君津市北子安２丁目７番25号
破産者　有限会社メイショー
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８６０号
札幌市北区北29条西12丁目４番12号
破産者　株式会社ケイテック
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７７３号
札幌市東区北40条東16丁目１番24号
破産者　株式会社フォルビック
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１６号
埼玉県川口市大字伊刈682番地の６
破産者　有限会社テクニカ
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４号
埼玉県坂戸市鶴舞４丁目14番８号
破産者　松井紙業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８１号
千葉県佐倉市稲荷台２丁目９番地４　ベルハイツ101号
破産者　中臺　葉子（旧姓土屋）
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第８９５８号
東京都港区虎ノ門３―19―12、登記簿上の本店所在地東京都港区新橋３丁目１番９号
破産者　株式会社明都土地
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６９号
東京都品川区西五反田２丁目１番22号プラネットビル２Ｆ
破産者　オープンソフトウエア株式会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部